

山口県報

令和7年
10月7日
(火曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなければならない区域の指定(環境政策課).....

救急病院の認定(医療政策課).....

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....

○公告

令和七年度砂利採取業務主任者試験の実施(産業政策課).....

○雑報

県報の正誤(令和七年八月五日山口県報の目次).....

山口県告示第三百二十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和七年十月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

下松市大字東豊井字銅飯一三〇一の一の一部

二 特定有害物質の種類

六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十

号から第十三号までの規定への該当

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第三百二十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和七年十月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

周防大島町立東和病院 大島郡周防大島町大字西方五七一の 令和一〇、九、三〇

周防大島町立大島病院 〃 〃 大字小松一四一五 〃 一〇、三一

山口県告示第三百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和七年十月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称

認可年月日

下関土地改良区 令和七、九、二九

(一九五) 令和七年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

令和七年十月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和七年十一月十四日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号

山口県庁産業労働部一号会議室

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

(一) 砂利の採取に関する法令

(二) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験願書の受付期間

令和七年十月七日（火曜日）から同月三十一日（金曜日）まで（郵送の場合は、十月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験願書等の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）

山口県産業労働部産業政策課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとす。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。）

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和七年十一月二十八日（金曜日）とし、可否を受験者に文書で通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労働部産業政策課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県産業労働部産業政策課にする

令和七年十月七日印刷
令和七年十月七日発行

発行所 山口県庁
発行人 山口県知事

こと。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書し、山口県産業労働部産業政策課のホームページの試験案内に掲載する受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県産業労働部産業政策課（電話〇八三―九三三―三二五五）にすること。



正 誤

令和七年八月五日山口県報の目次

誤	正
令和七年度砂利採取業務主任者試験の実施 (産業政策課)	令和七年度採石業務管理者試験の実施(産業政策課)